

津市私立幼稚園一時預かり事業補助金交付要綱

令和 8 年 3 月 3 1 日訓第 2 6 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、本市において一時預かり事業を実施する私立幼稚園を支援することにより、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図るため、一時預かり事業実施要綱（令和 6 年 3 月 3 0 日付け 5 文科初第 2 5 9 2 号文部科学省初等中等教育局長、こ成保第 1 9 1 号こども家庭庁成育局長通知。以下「国実施要綱」という。）及び津市補助金等交付規則（平成 1 8 年津市規則第 4 4 号。以下「規則」という。）の規定に基づき、補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「一時預かり事業」とは、国実施要綱第 4 項第 1 号の規定に基づき実施する事業をいう。

2 この要綱において「私立幼稚園」とは、学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）第 1 条に規定する幼稚園のうち、私立学校法（昭和 2 4 年法律第 2 7 0 号）第 3 条に規定する学校法人により本市の区域内に設置された幼稚園をいう。

(名称)

第 3 条 第 1 条の補助金は、「私立幼稚園一時預かり事業補助金」（以下「補助金」という。）と称する。

(交付の対象)

第 4 条 補助金は、児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 3 4 条の 1 2 第 1 項の規定による届出を行った私立幼稚園の設置者等（以下「交付対象者」という。）に対し、一時預かり事業の実施に要する費用（以下「交付対象経費」という。）をその対象として、これを交付するものとする。

(補助金の額)

第 5 条 補助金は、子ども・子育て支援交付金交付要綱（令和 5 年 9 月 7 日付けこ成事第 4 8 1 号こども家庭庁長官通知）別紙の表一時預かり事業の部一時預かり事業（一般分）の項 1 (1)に定める基準額を限度とし、予算で定める範囲内において、これを交付するものとする。

(交付申請の期限)

第6条 規則第3条第1項の別に定める期日は、一時預かり事業に着手する日とする。

(実績の報告)

第7条 規則第12条の規定による実績報告書（規則第6号様式）の提出は、補助金の交付の対象となる事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了する日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を添えてこれを行わなければならない。

- (1) 交付対象経費を支払ったことを証する領収書又はこれに類する書類の写し
- (2) 一時預かり事業の利用実績が分かる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓は、令和8年4月1日から施行する。